

社団法人 日本試験協会・シンボルマーク選定基準

| シンボルマーク (危険性内容の表示語を含む) | 危険性内容 | 国内関連法規による該当品目 | 備考 |
|---|---|--|---|
|  爆発性 | 衝撃、摩擦、過熱等により爆発する。 | ①火薬類取締法の第2条第1項に掲げる火薬及び爆薬 ②高压ガス取締法第2条に規定する高压ガス | |
|  極引火性 | 極めて引火性に強い液体 引火点が-20℃以下又は、発火点が100℃以下の液体 | ①消防法の第4類特殊引火物 | 日化協のモデル ¹⁾ に準じて極引火性と引火性の二段階に分けた。 |
|  引火性 | 引火性の液体 [発火点が70℃未満の液体] | ①消防法の第4類第1石油類、アルコール類及び第2石油類 | 日化協のモデルでは、引火点21℃未満のものを対象としているが、MSDS分類基準 ²⁾ に合わせて第2石油類までを該当とする。MSDS分類基準の中の安衛法施行令 ³⁾ は、消防法でカバーできるので考慮しない。 |
|  可燃性 | 火災により着火しやすい個体または低温で引火しやすい固体、並びに、引火しやすいガス。 | ①消防法の第2類可燃性固体 ②安衛法施行令別表第1の第5号に規定する可燃性ガス | MSDS分類基準の中の安衛法施行令は、消防法でカバーできるので考慮しない。 |
|  自然発火性 | 空気中において自然に発火する性質がある。 | ①消防法の第3類自然発火性物質 ②危規則告示 ⁴⁾ 別表第6の自然発火性物質の項目の品名欄に掲げるもの(自己発熱性物質及びその他の自然発火性物質を除く) | MSDS分類基準の中の安衛法施行令は、消防法でカバーできるので考慮しない。 |
|  禁水性 | 水と接触して発火または可燃性ガスを発生する性質がある。 | ①消防法の第3類禁水性物質 ②危規則別表第6のその他の可燃性物質の項目の品名欄に掲げるもの(その他のその他の可燃性物質を除く) | MSDS分類基準の中の安衛法施行令は、消防法でカバーできるので考慮しない。 |
|  酸化性 | 可燃物との混在により燃焼または爆発を起こす。 | ①消防法の第1類酸化性固体及び第6類酸化性液体 ②危規則告示別表第7の酸化性物質の項目の品名欄に掲げるもの(その他の酸化性物質を除く) | MSDS分類基準の中の安衛法施行令は、消防法でカバーできるので考慮しない。 |
|  自己反応性 | 加熱や衝撃等により多量に発熱、または爆発的に反応が進行する。 | ①消防法の第5類自己反応物質 | MSDS分類基準の中の安衛法施行令は、消防法でカバーできるので考慮しない。 |
|  猛毒性 | 飲み込んだり、吸入したり、あるいは皮膚に触れると非常に有害で死に至ることがある。 [参考]LD ₅₀ :30mg/kg以下(ラット、経口) | ①毒劇法 ⁵⁾ の毒物 ②毒劇法に該当していない品目で、危規則告示別表第4の品名欄に掲げるもの(その他の毒物を除く)の内、猛毒性(*)のもの。 | (*)猛毒性、毒性、有毒性の振り分けは、危規則告示別表第4の等級1、2、3で行う。 |
|  毒性 | 飲み込んだり、吸入したりあるいは皮膚に触れると有害である。 [参考]LD ₅₀ :30~300mg/kg(ラット、経口) | ①毒劇法の劇物 ②毒劇法に該当していない品名で、危規則告示別表第4の品名欄に掲げるもの(その他の毒物を除く)の内、毒性(*)のもの。 | MSDS分類基準の中の「急性毒性物質」に該当要件である法規 ³⁾⁻⁶⁾ も参考にする。 |
|  可燃性 | 飲み込んだり、吸入したりあるいは皮膚に触れると有害の可能性がある。 [参考]LD ₅₀ :200~2000mg/kg(ラット、経口) | ①毒劇法に該当していない品目で、危規則告示別表第4の品名欄に掲げるもの(その他の毒物を除く)の内、有毒性(*)のもの。 ②平成4年2月10日付け基発第51号通達等により公表した変異原性が認められた既存化学物質等 ③平成3年6月25日付け基発第411号の3通達等により公表した変異原性が認められた新規化学物質等 ④化審法 ⁶⁾ 第2条に規定する第2種特定化学物質及び指定化学物質 | MSDS分類基準の中の「その他の有害性物質」の該当要件である法規①~④も参考にする。LD ₅₀ の値が参考値よりも大きい場合も経験的に有害と判断されるものは有害性として選定しても良い。 |
|  腐食性 | 皮膚または装置等を腐食する。 | ①規則告示別表第3の品名欄に掲げるもの(その他の腐食性物質を除く) | |
|  刺激性 | 皮膚自呼吸器官等に痛みなどの刺激を与える可能性がある。 | 関連法規なし | MSDS分類基準の中の労働安全衛生規則は、危規則告示でカバーできるので考慮しない。(但し、クレゾールを含めること) |

(表中において略記した語句の説明)

- 1) 日化協のモデル: 日本化学工業協会が策定した「化学薬品の容器警告表示に関するガイドライン」の付表1「容器警告のためのマークおよび説明語句の選定指針モデル」のこと。
- 2) MSDS分類基準: 平成5年厚生省・通商産業省告示第1号「化学物質の安全性に関わる情報提供に関する指針」の別表(第三条関係)のこと。
- 3) 安衛法施行令: 労働安全衛生法施行令
- 4) 危規則告示: 危険物船舶運送法及び貯蔵規則に関連した「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」のこと。
- 5) 毒劇法: 毒物及び劇物取締法
- 6) 化審法: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律